

■ 忍者映画コンペティション部門 規約

概要と目的

伊賀の國忍者映画祭（以下、忍者映画祭）は 2014 年 8 月 22 日から同年 8 月 25 日までの 4 日間、三重県伊賀市にて開催され、伊賀の國忍者映画祭実行委員会（以下、実行委員会）によって組織、運営されるものである。この映画祭は、忍者、アクション、地域発信映画のほか、エンターテインメント性豊かなファンタスティック映画を対象にしたものである。

忍者映画祭の目的は新しい才能の発見・育成や、映画による日本各地域の文化交流・相互理解の促進を通じて、市民、映画人、観客の三者の出会いの場を提供し、地域の再発見に繋がり、日本映画の質の向上に寄与することを目指す。

第一条 応募条件

- 1) 自主制作作品を基本とし、出品応募者のプロ・アマは問わない。
- 2) DVD またはブルーレイが望ましい。
- 3) 中編、長編であること。
- 4) ドラマ、アニメーション、CG 等、ジャンルは問わないが、各自の表現での忍者をテーマにした作品であること。
- 5) 2012 年以降に制作されたものであることが望ましい。劇場未公開作品であること。
- 6) 映画祭期間中（2014 年 8 月 22 日～8 月 25 日）、監督が映画祭に参加可能であること。

第二条 参加申込

公式ホームページよりオンラインエントリー後、送られてきたメール内容に基づき、下記をコンペティション出品事務局まで送付すること。

- 1) 応募作品本編、及び 1 分間程度の予告編を収納した審査用 DVD
- 2) 応募用紙 ※必要事項を記入
- 3) 応募作品の内容と監督のこれまでの創作活動に関する経歴など 200 文字以上にまとめた PR 資料（書式自由）
- 4) 1 作品につき 3,000 円の審査費用を返信メールに記載した銀行口座に振り込む。

第三条 募集期間

2014 年 3 月 1 日（土）～5 月 31 日（土）オンライン受付分まで

第四条 予備選考

忍者映画祭で公式上映される作品は、本映画祭の作品選考委員会が決定する。
選考結果は 2014 年 6 月中旬、メールにて応募者に通知されるものとする。

第五条 映画祭への参加

忍者映画コンペティション部門での上映が決定した作品（以下、出品作品）は 1 作品について最低、監督 1 名が忍者映画祭に参加しなければならないこととする。

- 1) 監督は映画祭全日程での参加を前提とし、公式上映において舞台挨拶に参加すること。

2) 監督1名分の宿泊費用は映画祭事務局負担とし、交通費、その他は出品者の負担とする。

第六条 上映素材

出品者は出品作品の上映素材を7月15日までに映画祭事務局が指定する宛先まで送付すること。

第七条 音楽・映像著作権

応募作品に既成の映像や音楽を使用する際、また原作(小説・漫画など)を使用している際は、必ず著作権の許諾を得てから応募すること。予備選考通過後に著作権の未許諾が発覚した場合、審査結果を無効とし、映画祭実行委員会の判断において、上映を取り消すこともある。

第八条 広報

出品者は、以下の宣伝素材を映画祭事務局に提出すること。

- 1) 作品場面写真2点以上
- 2) 監督写真1点(近影)
- 3) 広報用作品解説テキスト(解説文、ストーリー、スタッフ、キャストクレジット)

出品者は、忍者映画祭の広報活動の一環として、日本または海外のメディアにおいて、本編の一部が上映されたり、広報用提出素材が掲載されることにおいて、映画祭期間内外を問わずこれを了承する。また、出品者は映画祭実行委員会を通して、取材・撮影などに協力・参加することを了承する。

第九条 審査委員会

忍者映画コンペティション部門の審査委員会は、実行委員会が招聘する見識者によって構成される。

第十条 表彰

審査委員会は、審議によって以下の賞を授与する。

- 1) グランプリ 一作品
賞状、副賞 50万円、伊賀特産物
- 2) 準グランプリ 一作品
賞状、副賞 30万円、伊賀特産物
- 3) 審査員特別賞
賞状、副賞 20万円、伊賀特産物

第十一条 了承事項

忍者映画祭の応募者は、すべて本規約を了承したものとする。

本規約に規定されない事項および何らかの疑義が生じた場合は、実行委員会が裁定する。